

商品概要説明書

アグリ V

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

商品名	アグリ V
ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○ J A が担い手と認定した組合員等。なお、担い手とは、以下のいずれかの要件を満たす方とします。 ①目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者（個人・法人・集落営農組織） ②経営所得安定対策または収入保険制度に加入している認定農業者（法人を含む）及び集落営農組織 ③上記以外の園芸、果樹、畜産等を営む認定農業者（法人を含む） ④その他 J A が担い手と認めた組合員及び農業生産組織 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ新潟県農業信用基金協会の求償債務者でない方をいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 農畜産物の生産・加工・流通・販売等農業経営に必要な設備資金および中・長期運転資金 ○ 農地取得および農地の借地料等の支払いに必要となる資金 ※ 本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、原則として J A の他資金からの借換えも行いません。
借入金額	○ 100 万円以上 2,000 万円以内かつ、所要額以内とします。 ※ 本資金を複数回ご利用いただく場合、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの借入実行額累計が 2,000 万円を超えることはできません。
借入期間	○ 1 年以上 20 年以内（据置期間 2 年以内）とします。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします（固定金利）。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	○ 元金の返済方法は、元金均等年賦返済（毎回、一定額の元金を年 1 回支払う方法）とし、返済日は任意の特定月の 20 日とします。 ○ 利息の返済方法は、元金残高に応じた利息を、原則として以下の①または②の期日にお支払いいただきます。 ① 年 1 回支払い：元金返済日 ② 年 2 回支払い：元金返済日および元金返済日の 6 カ月後の応当日 ○ 一部繰上返済および全額繰上返済は、任意の日に行えます。
担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことがございます。
保証	○ 原則として、新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。

保証料	○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.32%（または年 0.23%）です。 【お借入額 100 万円の場合の一括前払保証料（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>5 年</td><td>10 年</td></tr><tr><td>年 0.32%の場合</td><td>3,168 円</td><td>9,378 円</td><td>16,913 円</td></tr><tr><td>年 0.23%の場合</td><td>2,277 円</td><td>6,740 円</td><td>12,157 円</td></tr></table> ② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.32%（または年 0.23%）です。	お借入期間	1 年	5 年	10 年	年 0.32%の場合	3,168 円	9,378 円	16,913 円	年 0.23%の場合	2,277 円	6,740 円	12,157 円
お借入期間	1 年	5 年	10 年										
年 0.32%の場合	3,168 円	9,378 円	16,913 円										
年 0.23%の場合	2,277 円	6,740 円	12,157 円										
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店 または金融共済部(電話：0 2 5－2 7 0－2 2 6 0)にお申し出ください。当 J A で は規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情 等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付 けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上 記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：0 2 5－2 2 2－5 5 3 3） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」とい う）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、 お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、 共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 ○ なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具 体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。												
その他	○ 当 J A の融資枠に達した場合は、受付を終了させていただく場合があります。 ○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として新潟県農業信用基金協会において所 定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合も ございますので、予めご了承ください。 ○ 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不 要となりますが、別途、電子契約サービス手数料が必要となる場合があります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせ ください。												